平成２４年（再イ）第１９号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田341番地３
再生債務者　島原　和男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月10日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２４年（再イ）第３８号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町81番地１
再生債務者　喜多　真之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日　奈良地方裁判所
平成２４年（再イ）第４号
北海道網走市つくしケ丘２丁目７番１号　ＰＡＤＯ
再生債務者　藤島　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日　釧路地方裁判所網走支部
平成２４年（再イ）第１１１号
千葉県市川市幸２丁目５番１―702号　行徳南スカイハイツＣ棟
再生債務者　小林　明美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（再イ）第１２３号
千葉市中央区都町1016番地２サンハイツ102号
再生債務者　月川健太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（再イ）第６号
福井市種池２丁目918番地
再生債務者　竹内　行雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日　福井地方裁判所
平成２４年（再イ）第２３０号
大阪市東淀川区上新庄２丁目14番28号
再生債務者　宇佐美健治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（再イ）第２７号
兵庫県伊丹市西野３丁目90番地７
再生債務者　石田　憲治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２３年（再イ）第１４号
香川県坂出市八幡町２丁目８番５号
再生債務者　竹田　信彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日　高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（再イ）第５号
北海道室蘭市舟見町２丁目１番15号
再生債務者　高坂　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
平成２４年（再イ）第６号
北海道北見市公園町１番地22
再生債務者　藤元　晴夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係
平成２４年（再イ）第１６号
青森県むつ市大字田名部字二又３番地
再生債務者　岡本　忠雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
青森地方裁判所民事部再生係
平成２４年（再イ）第２６５号
東京都江戸川区新堀２―16―10
再生債務者　櫛田　晃士
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月11日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再イ）第８号
長野県茅野市豊平1341番地１　レオパレスコウジイーコート105号
再生債務者　松本　勝久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日　長野地方裁判所諏訪支部
平成２４年（再イ）第６２号
京都府長岡京市調子２丁目６番６号　中野ハイツ103
再生債務者　佐藤　淳二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２４年（再イ）第３号
和歌山県田辺市紺屋町136番地
再生債務者　宮本　勝子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２４年（再イ）第４号
和歌山県田辺市上の山２丁目14番22号
再生債務者　中道　将文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月12日
和歌山地方裁判所田辺支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第９号
独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第１項第２号の規定により開始した都市計画公園の新設に関する工事が次のとおり完了するので、同条第５項の規定に基づき公告する。
平成 24 年 10 月 25 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠
１　特定公共施設の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業５・５・211―２号西河原公園
２　工事の区域　茨木市城の前町600番１外
３　工事の種類　都市計画公園の新設に関する工事
４　工事の完了の日　平成24年10月25日